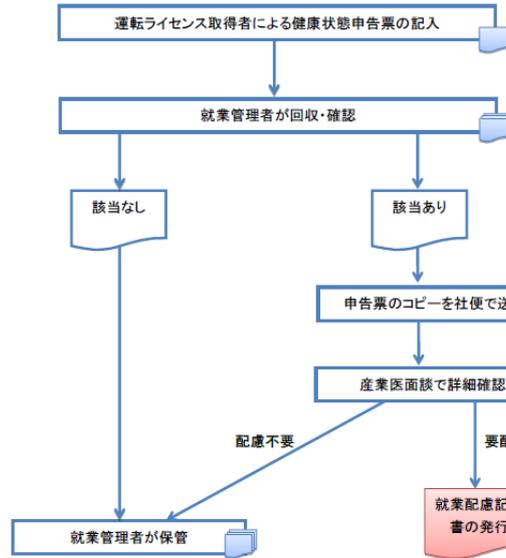


| 運転業務に携わる社員への、健康に関する自己申告票を用いたスクリーニング検査 | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| ガイドラインステップ | キーワード (6つ以内) | ・スクリーニング検査 ・就業制限 ・ | ・リスクマネジメント ・運転業務 ・ |
| 1. 2. 3. 4. 10 | | | |
| 改善・取組みの背景と課題 | <p>近年、自動車運転時の健康に起因する事故が大きな社会問題となり、道路交通法が改正された。運転に支障を及ぼす恐れのある病状に関し、虚偽申告で運転免許を取得・更新した場合の罰則を新たに設ける事となり、疾病と運転について社会的関心が高まっている。</p> <p>自動車運送事業者については、既に運転者の健康管理マニュアルに則った対応が求められてきたが、こうした背景から、自動車運送業務に係らない場合でも、他の運転業務がある場合には安全運転のために運転適性について技能面だけでなく健康面からも問題がないか確認する事が望ましいと考え、取り組む事とした。</p> <p>なお、現在は移動手段等、運送以外の目的で自動車を運転する場合でも、健康診断時における運転者の健康状態の把握と事後措置を求める通達が出ている。</p> | | |
| 改善・取組みの着眼点 | <p>当社の従業員で自動車運送業務を行う者はいないが、出張の移動の際など、運転を行う事はあるため、運転を行う従業員に対しては社内運転ライセンスを発行している。発行時・更新時など、その都度技能判定を行い、基準に満たない場合や、運転業務を行わなくなった場合にはライセンスを返還もしくは休止させていた。</p> <p>健康面からの運転業務についての判定は、健康診断事後措置としての面談や復職時の面談等で産業医が実施していた。しかし、運転業務に焦点をあてた取り組みではなかった為、運転に支障を及ぼす健康状態を把握しきれないと考えられた。</p> <p>また、当社の健康診断は複数の外部健康診断機関で実施している為、健康診断時に共通の問診票を用いる事が難しい。</p> <p>以上の事から、健康診断とは別の機会に運転ライセンス取得者全員に対して自己申告票を用いた健康状態スクリーニング検査を導入する事とした。</p> | | |
| 改善・取組みの概要 | <p>社内運転ライセンス取得者に「健康状態申告票」を配布し記入してもらい、各就業管理者が回収する。健康状態申告票の中には運転業務に支障を及ぼす恐れのある健康状態を記載しており、該当する項目があった場合、就業管理者が産業保健スタッフに連絡をする。回収時点で該当項目に印はつけないため、就業管理者や産業保健スタッフ等、本人以外が詳細を把握する事はない。後日、産業医が個別面談等で詳細を確認し、必要に応じて運転に関する産業医意見書を発行する。</p> <p>運転業務可否判定を行うにあたり、あらかじめ産業保健スタッフ間で協議し、作成したガイドラインを参考とした。</p> | | |

写真・図表・イラスト



1年
就業管理者

社内運転ライセンス取得者 健康状態申告書
人事部 安全健康・福利室

業務上、安全運転に支障ない健康状態であることを確認するため、下表のいずれかにおいて
はまる方は申告してください。
具体的などの項目にあてはまるかは、個人情報です。詳しく申告する必要はありません。
詳しい内容については後日、産業医から確認させていただきます。

| | | | | | |
|------|----|-----|---|---|---|
| 社員番号 | 氏名 | 記入日 | 年 | 月 | 日 |
| 健康名 | ビル | 内線 | | | |

下表にあてはまるものが、ある ない (どちらかに○)

| |
|---|
| 意識がなくなることがある |
| 運転中に居眠りしてしまう不安がある |
| 運転時呼吸器検査と診断されている、もしくはその心配がある(胸膈からの疼痛など) |
| ハンドルやブレーキ操作に支障がある |
| 心臓 |
| 心筋梗塞、狭心症、不整脈、その他の心臓病で通院治療中である |
| 心臓 |
| 植え込み型除細動器(ICD)を植え込んでいる |
| ペースメーカーを植え込んでいる |
| 脳 |
| 脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、その他の脳血管の病気で通院治療中である |
| 脳 |
| てんかんと診断されている |
| 血圧 |
| 収縮期(最高)血圧 180mmHg以上 または拡張期(最低)血圧 110mmHg以上である |
| 過去、半年以内に低血糖発作があった |
| 血糖 |
| インスリン治療中、血糖が(HbA1c 8%以上)・DSIである |
| 糖尿病であるが、過去に眼底検査を受けたことがない |
| くすり |
| 抗精神薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠導入剤、トラムセット、チンピックス®など 服薬の注意が必要な薬を飲んでいる |
| 視力 |
| 両眼で0.7未満(眼鏡・コンタクト着用) |
| 視野に制限がある |
| 増視網膜症、異動症で治療中である |

あてはまるものがある場合、詳細の確認は産業医が実施します。この申告書のコピーを、
就業管理者から下記担当まで社便で送付してください(原本は就業管理者が保管)。

| | |
|--------|----------|
| 就業管理者名 | 高松野郎 |
| 内線 | 安全健康・福利室 |

効果

- 社内運転ライセンス取得者数 4202 名のうち面談対象者は 219 名であった。運転業務禁止となった者 24 名の制限理由は薬 10 名、睡眠時無呼吸症候群 7 名、眼疾患 3 名、筋骨格系疾患 2 名、高血圧 1 名、糖尿病 1 名であった。運転に支障を及ぼす健康状態にある者の把握ができた。
- 24 名の制限者のうち 7 名は治療により健康状態が改善し、1 年以内に運転制限解除となっている。今回の検査が治療の良いきっかけとなった。
- 面談対象とならなくとも、運転ライセンス取得者とその就業管理者に対して健康が運転に及ぼす支障について見直す良い機会を与えた。
- 運転業務がなくなった後もライセンスを休止していない者の把握ができた。

この GPS の経験から学ぶことができるポイント

- 今回のスクリーニング検査で初めて把握された運転制限対象者は、運転ライセンス取得者のうち約 0.6%であった。制限理由の多くは労働安全衛生法で義務付けられている健康診断の項目では把握が難しく、この取り組みは有益であったと考えられる。
- 運転業務に限らず、業務に関連する健康状態を健康診断時に把握する事が難しい場合には、今回の取り組みのように別の機会に実施する必要がある。
- 明らかに運転制限の必要な場合以外の具体的な制限基準の設定については、会社の実状に合わせて会社毎に検討する必要がある。業務制限の判定基準は法令等に則った内容とする。さらに、各疾患ガイドラインなどを参考に産業保健スタッフ間にて協議する事が望ましい。

参考資料

- 事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル,国土交通省自動車交通局,平成 22 年 7 月 1 日
- 職業運転手における、運転制限と制限解除(出典:津田徹.国際交通安全学会誌 35(1)p36,2010)
- 動脈硬化性疾患予防ガイドライン,高血圧治療ガイドライン,心筋梗塞二次予防に関するガイドラインなど各種疾患ガイドライン

投稿者

絹川 千尋 e-mail 2014 年 12 月 4 日

